

# 佐倉市危機事案対処計画

平成 年 月

佐 倉 市

# 目次

---

## 第1章 総則

第1節	計画の趣旨	1
第2節	定義	1
第3節	危機事案対処の基本方針	4
第4節	計画の修正	4

## 第2章 事前対策

第1節	危機事案に関する調査・研究	5
第2節	危機事案対処マニュアル等の整備・見直し	5
第3節	関係機関等との協力体制の構築	6
第4節	訓練・研修の実施	6
第5節	市民等への情報提供と危機管理に関する啓発	6
第6節	物資等の備蓄及び供給	6

## 第3章 緊急時の対応

第1節	緊急時における市職員の基本行動	7
第2節	危機事案に対する応急対応	7
第3節	危機レベルに応じた体制と対処	8
第4節	緊急時の対応における措置	14
第5節	危機事案の収束	14

## 第4章 事後対策

第1節	復旧対策の推進	15
第2節	市民等の不安の解消及び安心の回復	15
第3節	再発防止策の検証・実施	15
第4節	マニュアル等の整備・見直し	16

# 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の趣旨

佐倉市危機事案対処計画（以下「本計画」という。）は、市内で事件・事故等の危機事案が発生し、又は発生するおそれのある場合、市が万全な体制で対処することで、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑えることを目的として、危機管理の組織体制の構築をはじめとした「事前対策」、「緊急時の対応」及び「事後対策」等について定める。

## 第 2 節 定義

### 1 事件・事故等の危機事案

本計画において、市が想定する事件・事故等の危機事案（以下「危機事案」という。）とは、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事案並びに及ぼすおそれがある事案であり、佐倉市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）が対象とする災害及び佐倉市国民保護計画（以下「国民保護計画」という。）が対象とする武力攻撃事態等以外の危機事案とし、【表 1】のとおり区分する。

【表 1】 危機の種類と対応する計画

危機の種類		想定される危機	対応する計画
災害対策基本法 で規定する災害	自然災害	地震、風水害	佐倉市地域防災計画
	大規模災害	放射性物質事故、大規模火災、鉄道・航空機・危険物事故、道路災害	
国民保護法で規定する武力攻撃事態等		武力攻撃事態等	佐倉市国民保護計画
上記以外の危機事案		感染症、爆破予告等	佐倉市危機事案 対処計画

## 2 想定する危機事案

本計画で市が想定する危機事案について、【表2】のとおりとする。

【表2】 想定する危機事案

危機事案
A 健康危機
B 環境汚染危機
C 上下水道危機
D 有害鳥獣による市民生活への危機
E 社会福祉施設（民営を含む）における事件・事故
F 園児・児童・生徒を対象とする事件・事故
G 土地の区画形質の変更に伴う事故
H 情報システムの障害等の危機
I 個人情報の漏えい・流出
J 市主催・共催等のイベントでの事件・事故
K 行政業務妨害危機
L 公共施設における事件・事故
M その他、市民等に被害を及ぼす、又は被害を及ぼすおそれのある危機

※土地の区画形質の変更とは、道路・水路などの公共施設を新設・廃止・移設することにより土地の区画を変更すること、盛土・切土などにより土地の形状を変更すること、農地・山林など（宅地以外の土地）の土地の質を宅地に変更することなど、広い概念である。

## 3 危機事案対処の体制

### （1）危機レベルの設定

市は、危機事案が発生し、又は発生するおそれのある場合、その被害の状況や規模等に応じて、危機レベルを設定する。

なお、危機レベルについては、【表3】の基準に基づき、3つに区分する。

【表3】 危機レベルの基準

危機レベル	基準
危機レベル1 (注意体制)	被害の状況や規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響が限定的であり、通常業務の範囲内での対処が可能な危機事案
危機レベル2 (警戒体制)	被害の状況や規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響が大きく、通常業務の範囲内での対処が困難な危機事案
危機レベル3 (非常体制)	被害の状況や規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響が甚大で、全庁的に対処が必要な危機事案

## (2) 危機事案対処の体制

市は、危機事案が発生し、又は発生するおそれがある場合、【表4】を基本とする体制を構築・整備し、危機事案に対処する。

【表4】 危機事案対処の体制

危機レベル	危機レベルの判断及び決定	総括責任者 (対処及び対処方針の決定)	動員体制	
			主体	応援
危機レベル1 (注意体制)	危機管理室長	担当部局の長	担当所属	危機管理室 関係部局
危機レベル2 (警戒体制)	危機管理室長	危機管理室長	危機管理室 担当所属	関係部局
危機レベル3 (非常体制)	危機管理室長	本部長(市長)	市長は危機事案対策本部を設置	

※担当所属とは、危機事案に対処する課、室又は局をいう。

※担当所属の長とは、危機事案に対処する課長又は課長相当職をいう。

※担当部局とは、危機事案に対処する部、室又は局をいう。

※担当部局の長とは、危機事案に対処する部長、室長又は局長をいう。

### 第3節 危機事案対処の基本方針

---

#### 1 市の責務

市は、次に掲げる項目を実施する。

- (1) 通常業務を通じての危機意識の研さん
- (2) 市民等の生命、身体及び財産の安全を確保
- (3) 迅速かつ的確な情報収集・伝達・提供
- (4) 市民等の不安の解消及び安心の回復

#### 2 市民等の役割

市民等は、市及び関係機関・関係団体が実施する危機事案への対処に協力するものとし、また、危機事案に対して冷静に適切な行動がとれるよう、日頃から危機意識の向上に努めるものとする。

### 第4節 計画の修正

---

本計画は、現状に即したものにするため、社会情勢の変化やその他のあらゆる要因を検討したうえで、必要に応じて修正する。

## 第2章 事前対策

### 第1節 危機事案に関する調査・研究

担当所属は、本計画で想定する危機事案又は他の地方公共団体で発生した危機事案について、情報収集に努め、危機事案発生の要因・危険度・被害等について、調査及び研究を行う。

### 第2節 危機事案対処マニュアル等の整備・見直し

担当所属は、危機事案に備えるため、危機事案対処マニュアル等の構成例【表5】を参考にマニュアルを整備し、整備後は危機管理室へ報告するとともに、関係部局に周知を行う。

既に担当所属において、危機事案に対処するマニュアル等を整備済みの場合は、内容の見直しを行い、危機管理室へ報告するとともに、関係部局に周知を行う。

【表5】危機事案対処マニュアル等の構成例

危機事案対処マニュアル等の構成例	
(1)	マニュアルの趣旨
(2)	危機管理体制の整備 (危機事案に関する情報の収集・管理・提供の責任者である情報管理責任者、危機事案に関する事務を行う危機事案対処担当者の設置等)
(3)	危機事案を覚知した場合の情報伝達体制等(報告要領・応急対応等)
(4)	危機事案に対処するための業務内容
(5)	関係部局・関係機関・関係団体への協力要請の手段

### 第3節 関係機関等との協力体制の構築

---

担当所属は、必要に応じて国・県・その他の地方公共団体及び関係機関・関係団体と平常時から緊密な連携・協力の体制づくりを推進する。

市の業務を民間事業者等に業務委託し、又は指定管理者を指定している場合、担当所属は、必要に応じて危機事案対処マニュアル等の整備など、危機事案に対処できる体制づくりを推進する。

### 第4節 訓練・研修の実施

---

担当所属は、必要に応じて危機事案に対処するための訓練及び研修を実施し、対処の手順などを確認するとともに、訓練結果を検証したうえで、次回の訓練に反映する。

### 第5節 市民等への情報提供と危機管理に関する啓発

---

担当所属は、関係機関・関係団体と連携し、市民等が必要とする情報を正確かつ速やかに提供しなければならない。また、市ホームページや「こうほう佐倉」等を通じて、市民等の危機意識の向上に努める。

### 第6節 物資等の備蓄及び供給

---

担当所属は、想定される危機事案に対処するために必要な物資等を備蓄し、定期点検等を実施するよう努める。なお、備蓄に適さない物資等については、円滑に供給できるよう、関係部局・関係機関・関係団体と連携して調達体制を整備する。



## 第3章 緊急時の対応

---

### 第1節 緊急時における市職員の基本行動

---

#### 1 市民等の安全の最優先（人命の最優先）

市職員は、危機事案が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命を最優先として行動し、110番や119番通報、市民等に対する避難誘導措置の実施など、緊急を要する事態が発生した場合は、迅速に対処しなければならない。

#### 2 周囲の状況把握・情報の伝達

市職員は、危機事案が発生し、又は発生するおそれがある場合、常に周囲の状況を把握するとともに、正確な情報を迅速かつ的確に所属長へ伝達しなければならない。

### 第2節 危機事案に対する応急対応

---

#### 1 所属長への報告

危機事案を覚知した市職員は、覚知した情報や対応状況について直ちに直属の所属長へ報告を行う。

覚知の方法は市職員が通常業務中に直接覚知した場合や伝聞での覚知の場合も同様とする。また、勤務時間外又は休日の場合も同様の対応とする。

#### 2 危機管理室への報告

報告を受けた所属長は、直ちに所属部局長及び危機管理室へ報告を行う。

#### 3 危機レベルの判断

報告を受けた危機管理室長は、発生した危機事案について、危機レベルの判断及び対処する担当所属を決定する。

## 第3節 危機レベルに応じた体制と対処

---

### 1 応急対応後の基本的な対処項目

- (1) 担当所属は、本計画及びマニュアル等に基づき、危機事案に対処する。
- (2) 担当部局は、関係部局に対して、必要に応じて応援を要請する。
- (3) 担当所属は、関係機関・関係団体に対して、必要に応じて情報提供及び協力を要請する。なお、警察署・消防署等への協力要請については危機管理室と連携して実施する。
- (4) 担当所属は、被害状況や市の対応状況等を市民等に情報提供する。

### 2 各体制と所掌事務

#### (1) 危機レベル1（注意体制）

##### ① 対処要領

通常業務の範囲内での対処が可能な場合、担当所属が主となり対処する。

##### ② 責任者と体制

担当部局の長を「総括責任者」、担当所属の長を「副総括責任者」兼「情報管理責任者」として、【表6】の所掌事務に基づき、注意体制を執る。

##### ③ 職員の動員

担当部局の長は、担当所属の職員に対して、動員指令を発する。また、必要に応じて危機管理室及び関係部局に対して、職員の応援を要請することができる。

【表6】危機レベル1の所掌事務

	所 掌 事 務
総括責任者 (担当部局の長)	1 危機事案対処の総括に関する事 2 担当所属の職員を主体とした動員指令及び動員指令解除に関する事 3 関係部局への応援要請及び応援要請解除に関する事
副総括責任者兼 情報管理責任者 (担当所属の長)	1 情報の収集・管理・提供に関する事 2 危機事案対処担当の指名に関する事 3 市民等への情報提供に関する事 4 市議会への報告に関する事 5 報道関係に関する事 6 危機管理室との連携に関する事 7 関係部局との連絡及び調整に関する事 8 関係機関・関係団体への情報提供、協力要請及び協力要請解除に関する事 9 その他、総括責任者からの特命事項に関する事
危機事案対処担当 (情報管理責任者に 指名された職員)	1 危機事案に関する報告書の作成と報告に関する事 2 危機事案に関する事務に関する事 3 その他、情報管理責任者からの特命事項に関する事
対処実施職員 (担当部局の職員＋ 関係部局の職員)	危機事案対処の実施に関する事

## (2) 危機レベル2 (警戒体制)

### ① 対処要領

通常業務の範囲内での対処が困難な場合、危機管理室及び担当所属が主体となり、関係部局と連携して対処する。

### ② 責任者と体制

危機管理室長を「総括責任者」、担当部局の長を「副総括責任者」、担当所属の長を「情報管理責任者」として、【表7】の所掌事務に基づき、警戒体制を執る。

### ③ 職員の動員

危機管理室長は、危機管理室及び担当所属に動員指令を発する。

また、危機管理室長は、関係部局に対して、必要に応じて応援を要請することができる。

【表7】危機レベル2の所掌事務

	所 掌 事 務
総括責任者 (危機管理室長)	1 危機事案対処の総括に関する事 2 危機管理室職員及び担当所属の職員を主体とした動員指令及び動員指令解除に関する事 3 関係部局への応援要請及び応援要請解除に関する事
副総括責任者 (担当部局の長)	1 担当部局の総括に関する事 2 その他、総括責任者からの特命事項に関する事
情報管理責任者 (担当所属の長)	1 情報の収集・管理・提供に関する事 2 危機事案対処担当の指名に関する事 3 市民等への情報提供に関する事 4 市議会への報告に関する事 5 報道関係に関する事 6 危機管理室との連携に関する事 7 関係部局との連絡及び調整に関する事 8 関係機関・関係団体への情報提供、協力要請及び協力要請解除に関する事 9 その他、副総括責任者からの特命事項に関する事
危機事案対処担当 (情報管理責任者から指名された職員)	1 危機事案に関する報告書の作成と報告に関する事 2 危機事案に関する事務に関する事 3 その他、情報管理責任者からの特命事項に関する事
対処実施職員 (危機管理室職員＋担当部局の職員＋関係部局の職員)	危機事案対処の実施に関する事

※なお、危機レベル1及び危機レベル2においては危機事案に応じて、対処する所属が異なるため、次の【表8】を参考にし、決定する。

【表8】 危機事案に対する担当所属の決定

<b>【A】 危機事案に対して、対処する担当所属が明確な場合</b>
① 担当所属は、担当所属のマニュアル等又は本計画に基づき対処する。 ② 担当所属は、関係機関・関係団体に情報提供を行う。 ③ 担当所属は、必要に応じて、危機管理室及び関係部局へ応援を要請して対処する。
<b>【B】 危機事案に対して、担当所属が複数想定される場合</b>
① 危機管理室長は、担当所属を決定する。 ② 決定した担当所属は、担当所属のマニュアル等又は本計画に基づき対処する。 ③ 担当所属は、関係機関・関係団体に情報提供を行う。 ④ 担当所属は、必要に応じて、危機管理室及び関係部局へ応援を要請して対処する。
<b>【C】 危機事案に対して、対処する担当所属が不明確な場合</b>
① 危機管理室は、本計画に基づき対処する。 ② 危機管理室は、関係部局と連携して情報収集をするとともに、関係機関・関係団体に情報提供を行う。 ③ 危機管理室は、担当所属が判明した場合、その対処を原則、担当所属に移管する。

### (3) 危機レベル3（非常体制）

#### ① 対処要領

危機事案対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、全庁的に対処する。

なお、対策本部の体制については、別表のとおりとする。

#### ② 責任者と体制

市長を本部長、副市長を副本部長とした対策本部を設置し、【表9】の所掌事務に基づき、非常体制を執る。

### ③ 職員の動員

本部長は、動員指令を発する。

### ④ 対策本部の開設

本部長は、危機事案に関して対策本部を開設する。対策本部は、別表に定めるとおり、本部長、副本部長、危機管理室長、本部員及び本部長が認めるその他の職員で構成される。

【表 9】対策本部の所掌事務

	所 掌 事 務
本部長 (市長)	1 危機事案対処の総括に関する事 2 対策本部の開設・閉鎖に関する事 3 危機事案対策本部会議の開催に関する事 4 副本部長、本部員、本部事務局員等の動員指令及び動員解除に関する事
副本部長 (副市長)	1 本部長の業務の補佐に関する事 2 本部長の代理に関する事 3 その他、本部長からの特命事項に関する事
危機管理室長	1 本部長の業務の補佐に関する事 2 危機事案対処の推進状況の掌握に関する事 3 その他、本部長からの特命事項に関する事
本部員 (部局の長) (本部長が認めるその他の職員)	1 本部長の業務の補佐に関する事 2 各部局の総括に関する事 3 その他、本部長からの特命事項に関する事
本部事務局 (危機管理室職員及び担当部局)	1 危機事案対策本部会議の庶務に関する事 2 危機事案対処の実施に関する事 3 その他、本部長からの特命事項に関する事

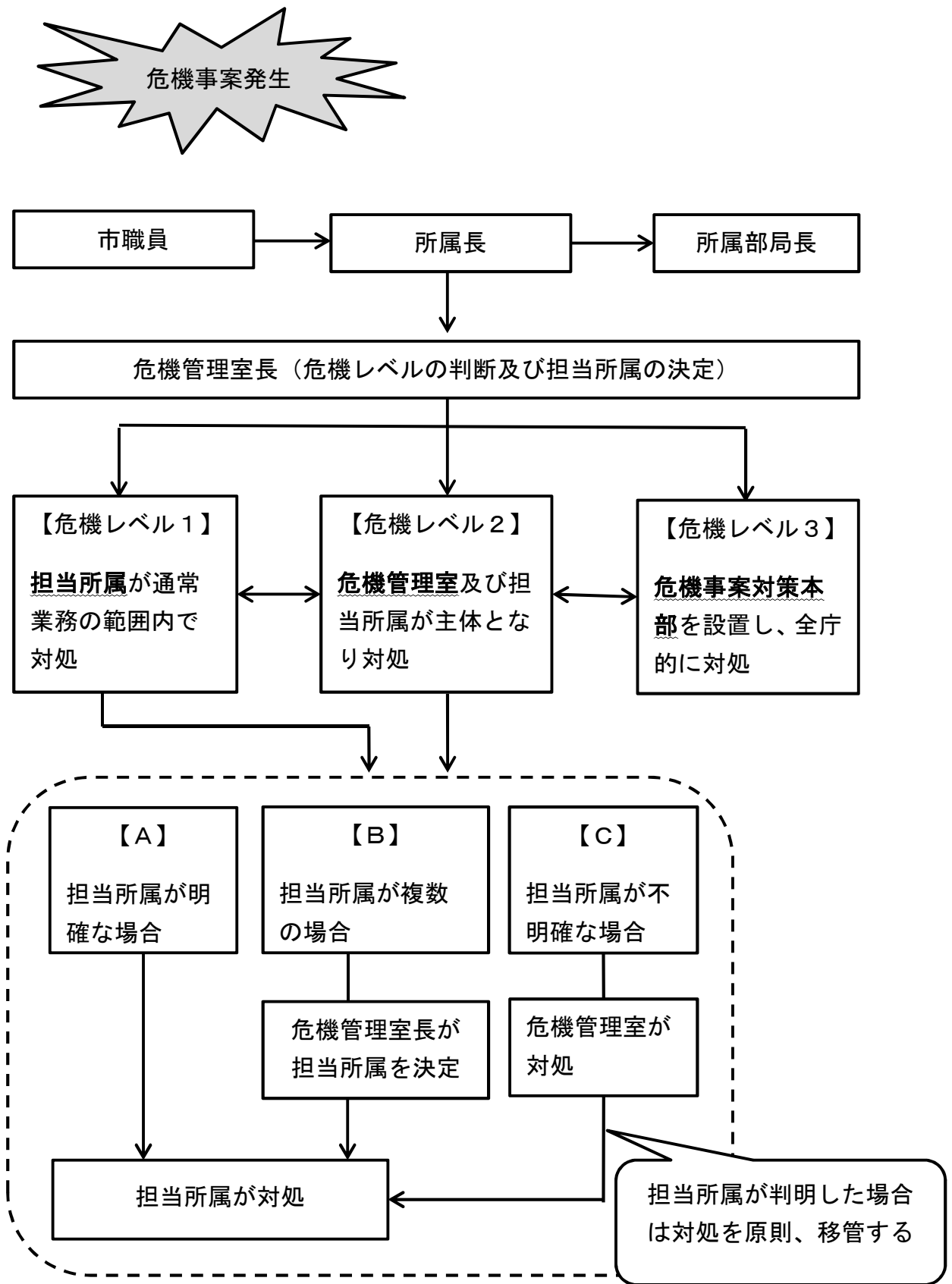
### ⑤ 危機事案対策本部会議

危機事案対策本部会議（以下「対策会議」という。）は、危機事案への対処に関する重要事項について協議・決定するために本部長が必要に応じて召集する。

原則として、全ての本部員の召集とするが、危機事案によって、本部長の指名する本部員のみで構成することができる。

また、本部長は、危機事案の対処に向けて必要があると認める場合は、関係機関・関係団体に協力要請し、対策会議に招集することができる。

【図1】 危機事案対処の基本的フロー



## 第4節 緊急時の対応における措置

---

市は、緊急時の対応について、市民等において生命・身体及び財産に甚大な被害が予想される場合は、必要に応じて以下の措置を講じることができる。

### 1 市民等の避難に関する措置

公共施設等を一時的な避難場所として使用する。

### 2 立入制限・通行規制に関する措置

危機事案の発生が想定される場所への立入制限や通行規制を行う場合は、警察署及び道路・施設管理者と協議のうえ、制限・規制を行う。

### 3 その他危機事案の発生による被害を防止・軽減するための措置

市施設の臨時閉館、行事や会議の中止等、必要な措置を講じる。

## 第5節 危機事案の収束

---

### 1 危機事案発生場所の安全確認

危機事案が収束したと認められた場合、担当部局の長又は危機管理室長の指示を受けた市職員は、直ちに危機事案発生場所付近の安全確認を行う。

### 2 危機事案の対処に係る措置の解除

市は、危機事案発生場所及びその周辺の安全を確認した後、立入制限や通行規制等の措置を行った場合は、速やかにその措置を解除する。

### 3 市民等への報告・周知

市は、市民等の安全を確保し、危機事案が収束したと判断した場合は、市民等への情報伝達手段を活用して、速やかに広く市民等に周知を行う。

### 4 対策本部の閉鎖及び動員体制の解除

本部長は、上記1～3の項目が完了したと認められる場合、対策本部を閉鎖することができる。また本部長及び総括責任者は上記1～3が完了したと認められる場合、動員体制を解除することができる。



## 第4章 事後対策

### 第1節 復旧対策の推進

市は、危機事案によって被害が発生した場合、市民等の生活や地域の社会・経済活動への影響を最小限に抑えるため、必要に応じて関係機関と連携して可能な限り迅速かつ的確な復旧対策を講じる。

### 第2節 市民等の不安の解消及び安心の回復

市は、被害者等の精神的及び健康上の不安を解消するため、必要に応じて関係機関と連携して相談窓口を設置し、相談、要望等を広く聴取し、安心の回復に努める。

### 第3節 再発防止策の検証・実施

市は、危機事案発生 の 覚知 から 収束 までの 対応 記録 を 基に、危機事案発生 の 原因 の 調査 及び 危機事案 対応 について【表10】を参考に検証を行い、必要に応じて再発防止策を検証し実施するとともに、関係部局等に周知を行う。

【表10】検証のポイント

- ・危機事案発生 の 事前 把握 は 適切 に されて いた か。
- ・危機事案 に対する 対策 の 判断 は 適切 に されて いた か。
- ・危機事案 の 未然 防止 策 は 適切 に できて いた か。
- ・危機事案 対応 時 の 情報 伝達 体制 は 的確 に 機能 した か。
- ・対策本部 を 迅速 かつ 的確 に 設置 できた か。
- ・動員 を 受けた 職員 は 迅速 に 参集 できた か。
- ・正確 な 情報 を 迅速 かつ 的確 に 伝達 できた か。
- ・迅速 かつ 的確 に 応急 対応 を 実施 できた か。
- ・総括 責任 者 等 から 現場 に いる 市 職員 へ の 指示 は 的確 に 伝達 できて いた か。
- ・関係 機関 ・ 関係 団体 と の 連携 は 十分 に できた か。
- ・市民 等 に 正確 な 情報 を 迅速 かつ 的確 に 周知 できた か。
- ・危機事案 による 被災 (被害) 者 等 へ の 支援 は 適切 で あった か。

## 第4節 マニュアル等の整備・見直し

---

担当所属は、発生した危機事案の検証結果を踏まえ、マニュアル等の整備・見直しを行う。また、発生した危機事案について、担当所属が未確定であった場合やマニュアル等が該当しなかった場合は、危機管理室と協議のうえ、担当所属の決定方針やマニュアル等を整備する。

危機事案の範囲が複数部局にまたがる場合は、関係部局での検証を行い、マニュアル等の整備・見直しを行う。

マニュアル等の整備・見直しを行った場合は、危機管理室及び関係部局に報告する。

# 危機事案対策本部体制図

## 危機事案対策本部

本部長 副本部長

市長 副市長

危機管理室長

### 本部員

教育長  
 上下水道事業管理者  
 企画政策部長  
 総務部長  
 税務部長  
 市民部長  
 福祉部長  
 健康こども部長  
 産業振興部長  
 環境部長  
 土木部長  
 都市部長  
 資産管理経営室長  
 契約検査室長  
 会計管理者  
 議会事務局長  
 監査委員事務局長  
 選挙管理委員会事務局長  
 農業委員会事務局長  
 本部長が認めるその他職員  
 (例：安全安心管理官)

### 本部事務局

危機管理室

本部員に指名された職員

### 本部派遣職員

本部長が協力を要請できる  
 関係機関 (例：千葉県警察  
 佐倉警察署、佐倉市八街市  
 酒々井町消防組合)

企画政策部 秘書課 企画政策課 財政課 広報課

総務部 行政管理課 人事課 情報システム課

税務部 市民税課 資産税課 収税課

市民部 市民課 各出張所 派出所 各サービスセンター 臼井情報コーナー 健康保険課 自治人権推進課 和田ふるさと館 ミレニアムセンター佐倉 消費生活センター 千代田・染井野ふれあいセンター

福祉部 社会福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課

健康こども部 子育て支援課 各保育園 児童青少年課 健康増進課 西部保健センター 南部保健センター 生涯スポーツ課

産業振興部 農政課 農村婦人の家 産業振興課

環境部 環境政策課 生活環境課 廃棄物対策課

土木部 土木河川課 道路維持課 道路建設課

都市部 都市計画課 公園緑地課 建築住宅課 市街地整備課

資産管理経営室

契約検査室

会計室

上下水道部 経営企画課 給排水課 維持管理課 建設課

議会事務局

監査委員事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

教育委員会 教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 文化課 教育センター 各公民館 各図書館 市民音楽ホール 美術館 各幼稚園 各小学校 各中学校



# 佐倉市危機事案対処計画

平成 年 月策定

電 話 043(484)6161 (直通)

電子メール [bosai@city.sakura.lg.jp](mailto:bosai@city.sakura.lg.jp)